

《参考資料》「公益財団法人全日本弓道連盟 審査規定」を抜粋してお知らせします

本文は、公益財団法人全日本弓道連盟ホームページに掲載されています。

第3章 段・級位

(段・級位の資格基準)

第8条 段・級位を受ける資格の基準は、次に掲げるとおりとする。

四段 射形定まり、体配落ち着き、氣息正しく、射術の運用法に適い、離れ鋭く、的中確實の域に達した者

参段 射形定まり、体配落ち着き、氣息整って、射術の運用法に従い、矢飛び直く、的中やや確實な者

二段 射型・体配共に整い、射術の運用に氣力充実し、矢所の乱れぬ者

初段 射型・体配型に適って、矢所の乱れぬ程度に達した者

一級 射型・体配概ね正しいものと認められる者

二級 修練の程度三級に比して著しく進歩を認められる者

三級 射の基本動作及び弓矢の扱い方がやや整い、秩序ある指導の下に修練を経たと認められる者

第4章 審査会

(審査会の種別)

第9条 審査会は全弓連が主催し、種別は、中央審査会、外国審査会、連合審査会及び地方審査会とする。

2 全弓連は連合会及び地連と審査委託契約を結び、審査を主管させる。

第7章 段・級位の審査及び選考

(八段以下の段・級位の審査)

第21条 八段以下の段・級位の審査の方法は、次のとおりとする。

(2) 六段より初段の段位は、行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する

(3) 級位は、行射の審査の成績に応じて、一級より五級を与える

(4) 「無指定」として受審した場合、行射の審査の成績及び学科試験の総合成績により、初段又は級位を与える。ただし、初段は学科試験の合格を必要とする。

2 五段以下の行射審査の統一基準については別途定める。

第8章 受審資格

(受審資格)

第23条

(3) 段位の審査

現有の段位取得後、五段以下については5カ月を経過した者、六段以上は1年を経過した者

第9章 審査の手続

(審査の申込手続)

第24条 受審者は、該当する審査会実施要項の定めるところにより申し込む。

2 受審者は、様式第2号または第3号の審査申込書に該当事項を記載し、審査料を添えて、地連会長に提出する。

3 地連会長は、申込書の記載内容を確認し、以下の審査会については、審査料を添えて審査申込書を提出する。

中央審査会および外国審査会は全弓連事務局に、連合審査会は連合会又は主管地連事務局に申し込む。

審査規程内規

別表2

審査における行射の要領（5人立ちの場合：弓道衣着用、和服着用共通）

	1番	2番	3番	4番	5番
甲矢	間をおかず行射する。	1番の「胴造り」の終わる頃立つ。 1番の弦音で取懸け、打起し行射する。	1番の弦音で立つ。 2番の弦音で取懸け、打起し行射する。	2番の弦音で立つ。 3番の弦音で取懸け、打起し行射する。	3番の弦音で立つ。 4番の弦音で取懸け、打起し行射する。
乙矢	4番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。 5番の弦音で立ち、間をおかず行射する。	4番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。 1番の「胴造り」の終わる頃立つ。 1番の弦音で取懸け、打起し行射する。	4番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。 1番の弦音で立つ。 2番の弦音で取懸け、打起し行射する。	5番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。 2番の弦音で立つ。 3番の弦音で取懸け、打起し行射する。	射終われば直ちに弓を立て矢を番えて待つ。 3番の弦音で立つ。 4番の弦音で取懸け、打起し行射する。

審査における行射の注意事項（弓道衣着用、5人立ちの場合）

- 1 射場への入退場にあたっては、必ず上座に意を注ぎ、順次礼（揖）をする。
- 2 本座に進み、跪坐し、揃って揖を行い、射位に進む。
- 3 射位で跪坐し、脇正面に向きを変え、弓を立て矢を番えて待つ。
- 4 射終わったら1番より順次退場する。
- 5 次の控えは、3番の乙矢の弦音で入場し、本座に進み跪坐し、5番の弦音で揃って揖を行い、最後の射手が後退するとき射位に進む。
- 6 行射の前後動作が殊更に間延びしないようにする。
- 7 立射と坐射で動作が違う場合は、立射の射手は坐射の射手の動作に合わせる。要領は「弓礼・弓法問答集改訂版（平成28年4月1日施行）巻末『立射の作法』」を参照すること。